

「指定管理者制度」学習会のお知らせ

(東京都学童保育連絡協議会)

2003年6月地方自治法が「改正」されて、「指定管理者制度」が導入されました。これを受けて、東京都や各区では、積極的な活用を打ち出してきました。

児童館・学童保育の分野でも、2004年4月から墨田区が児童館1館、2004年10月から荒川区でひろば館(児童館含む)が「指定管理者制度」になって、併設していた学童保育も一緒に民営化されています。

また、2005年4月からは、墨田区と荒川区でさらに広がっていきます。また、練馬区でも、障害者施設と併設で新設される学童保育が1箇所「指定管理者制度」への移行が進められています。

今後、児童館を中心に「指定管理者制度」の導入が多く新区で課題になってくることが予想されます。

そこで、下記のように「指定管理者制度」の学習会を開催することになりました。多くの皆様のご参加をお願い致します。

日時 3月6日(日)午後1時30分

会場 新宿区消費生活センター4F第1会議室

(高田馬場下車5分、新宿区高田馬場4-10-2)

講師 大橋直人さん(文京区職員労働組合)

内容

- ・「指定管理者制度」とはどのような制度か?
- ・他の分野での「指定管理者制度」の状況
- ・行政から提案された場合の、連協・父母連として留意すること等

資料代300円

問い合わせ

東京都学童保育連絡協議会

電話

03-5951-2789

FAX

03-5951-2795

e-mail

gakuho@a.toshima.ne.jp

